



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英語の(準)法助動詞can, may, must, have to, willの使い分けができるような指導に関して
Author(s)	大竹, 政美; OTAKE, Masami
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 82, 73-78
Issue Date	2000-12
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.82.73
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28814
Type	departmental bulletin paper
File Information	82_P73-78.pdf



英語の(準)法助動詞 *can, may, must, have to, will* の 使い分けができるような指導に関して

大竹 政美

On Teaching Learners to Make Proper Use of the English (Quasi-)Modals *can, may, must, have to* and *will*

OTAKE Masami

0. はじめに

筆者の見解では、英語の法助動詞の意味体系の指導は、「話者の意図や判断という、言語を用いる人間の心理作用にかかわる側面」(中野 1993: v)の表現力を豊かにすることを目標とするものである。本稿では、英語の法助動詞の意味体系の指導において、*can, may, must, have to, will*の類似した意味の区別ができるようにするには、どんな問題や解説を配置すればよいかを、可能な限り具体的に示すことを目指す。

旧稿(大竹(1998))によれば、指導過程の全体構造は、法性の区別にしたがって次のように構成される(pp. 112, 113)。

- 「0. 助動詞とは何か」(導入部; 「助動詞」を法助動詞の意味で用いる)
- 「1. 義務・許可」(義務的法性を取り扱う)
- 「2. 話し手の判断」(認識的法性を取り扱う)
- 「3. 事柄から新しい事柄をつくる」(動的法性を取り扱う)

これを次のように修正する。

- 「0. 助動詞とは何か」(導入部; 「助動詞」を法助動詞の意味で用いる)
- 「1. 許可・義務」(義務的法性を取り扱う)
- 「2. 推量」(認識的法性を取り扱う)
- 「3. 慣用的用法」(動的法性を表す法助動詞の語用論的含意を取り扱う)

それぞれの法性において、あれこれの(準)法助動詞の意味が対比される。「1. 許可・義務」では、「許可」を表す場合の *can* と *may* の区別、および、「義務」を表す場合の *must* と *have to* の区別が、「2. 推量」では、「可能性」を表す場合の *can* と *may* の区別が、「3. 慣用的用法」では、〈依頼〉を表す場合の *can* と *will* の区別が、特に問題となるだろう。

本稿では、言語使用の「認知的側面」というよりはむしろ「社会的側面」(河上 1989: 33)に関わる、第1・第2、第4の区別に限定して論ずることとする。

1. 許可

指導過程のこの部分では、「許可」を表す場合の **can** と **may** の区別を取り扱う。
この部分は、概略次のように導入する。

英語の助動詞 **can** は、主語が指し示す人に備わった「能力」を表すことがある。

I can read Italian.

can は、「許可」を表すこともある。

You can go home.

同じく「許可」を表す助動詞として、**may** がある。

You may go home.

これら二つの助動詞が表す「許可」には、どんな違いがあるのだろうか。「許可」を表す文の意味は、次の二つの要素から成っている。

- ① 許可されたことがら
- ② 許可を与える者(「許可の源」)

①のことがらは、文から助動詞を取り去った残りが表す。今の場合、

[You, go home]

が表す。②の許可の源については、**can** と **may** はそれぞれ、どんなことを表すのだろうか[(中野 1993:26-27)を参考にした]。

この後に、次の問題を配置する。

[問題1]

(1) 次のアとイでは、どちらがよりていねいな文ですか。それぞれの文で、話し手と聞き手の間に、目上と目下の区別があるかどうかを考えて、教えてください。

(ヒント:「あなた」に「今行く」自由があることを言っているだけなのは、どちらの文でしょうか)

ア. **You can go now.** (もう行っていい)

イ. **You may go now.** (もう行ってもいい)

[] がよりていねい

(2) 次のウとエでは、どちらがよりていねいな文ですか。

(ヒント:「わたし」に「今行く」自由があるかどうかたずねているだけなのは、どちらの文でしょうか)

ウ. **Can I go now?** (もう行っていいですか)

エ. **May I go now?** (もう行ってもいいですか)

[] がよりていねい

この後に、次のような内容の解説を与える。

may は、平叙文では話し手が権限を持って許可を与えることを示し、疑問文では権限を持つ

た聞き手に許可を求めることを示す。許可を与える権限を持った者が話し手／聞き手であることを明示するのである。それに対して、can は、許可を与える権限を持った者が話し手／聞き手であることを必ずしも意味しない(中野 1993:283)。

したがって、[問題1]の(1)では、

ア. You can go now. [話し手と聞き手を対等なものとして扱っている]
の方が、

イ. You may go now. [話し手を聞き手よりも目上の者として扱っている]
よりもていねいな文である。(2)では、

ウ. Can I go now? [話し手と聞き手を対等なものとして扱っている]
よりも、

エ. May I go now? [聞き手を話し手よりも目上の者として扱っている]
の方がていねいな文である。

このように、同じく「許可」を表すと言っても、can は本来の「内在的・・・能力」の意味を強く留めているのに対して、may はもっぱら「外在的可能性(無障害)」を表す。前者は、主語が指し示す人の側から、「その内在的能力を発揮する自由がある」ことを意味し、後者は、主語が指し示す行為実行者の外部に存在する許可の源の側から、行為実行者によることからの実現を妨げないことを意味する(中野 1993:227, 208)。

2. 義務

この部分では、「義務」を表す場合の must と have to の区別を取り扱う。

この部分は、概略次のように導入する。

must は、「義務」を表す。

You must leave now.

同じく「義務」を表す、助動詞に相当する表現として、have to がある。

You have to leave now.

これら二つが表す「義務」には、どんな違いがあるのだろうか。「義務」を表す文の意味は、次の二つの要素から成っている。

- ① 義務づけられたことがら
- ② 義務を課す者(「義務の源」)

①のことがらは、文から助動詞を取り去った残りが表す。今の場合、

[You, leave now]

が表す。②の義務の源については、must と have to はそれぞれ、どんなことを表すのだろうか[(中野 1993:26-27)を参考にした]。

この後に、次の問題を配置する。

[問題2]

次のアとイのうち、前半の部分と後半の部分で、ガールフレンドの門限に対する話し手の意見に矛盾がないのは、どちらですか。

ア. My girl must be home by ten : I think it's ridiculous.

(僕のガールフレンドは、10時までに家に帰らなければならない。
ばかげていると思う)

イ. My girl has to be home by ten : I think it's ridiculous.

(僕のガールフレンドは、10時までに家に帰らなければならない。
ばかげていると思う)

[] は、矛盾がない

(ヒント：前半で、僕のガールフレンドにはそうする義務があると言っているだけなのはどちらでしょうか)

この後に、次のような内容の解説を与える。

「義務」を表す場合の **must** と **have to** の違いは、義務の源が、前者の場合には「話者」であるのに対して、後者の場合には「なんらかの外的事情」であると説明されることが多い。しかし、**must** と **have to** の基本的な違いは、むしろ「主観性」にかかわるものである。**have to** と区別される **must** の特性は、**have to** には含まれない「主観性」を含む点である。**must** は、「義務遂行の必要性についての話者の信念」を表立って主張し、「そうするのが当然であり、そうしなければおかしい」「どうしても（是非）そうしなければならない」といった「話者の主観的判断」を表す。**have to** は、「義務の遂行が当然であるという話者の信念」を含まずに「義務の存在をただ報告する」のに用いられる（中野 1993 : 366-368）。**have to** は、「'have it as a duty to...'の意の義務表現」なのである（中野 1993 : 224）。

Larkin (1976 : 392-393) によれば、**must** は、話し手が義務の源に「賛同」(goes along with) あるいは「同感」(identifies himself ... with) していることを含意するのに対して、**have to** は「中立的な」(neutral) 意味を表すという。

〔問題2〕のアとイは、前半で、ガールフレンドには10時までに家に帰る義務があると述べている点では同じだが、話し手の「その『義務』に対する態度」に違いがある。話し手は、アの場合にはその義務を「是認」しているのに対して、イの場合には「是認・反対」に関しては中立的である。その義務に「反対」あるいは「批判的」であるときには、イの前半は使えるが、アの前半は使えない。アとイの後半は、話し手がその義務に批判的であることを表している。したがって、アは、前半と後半が「矛盾」したことを言っているのである（今井 1975 : 274）。

3. 依頼

旧稿（大竹（1998））でも述べたように、動的法性は、法助動詞を含まない平叙文、疑問文が直接的な発話行為として遂行する<陳述>、<質問>とは別の発話行為を間接的な発話行為として、しかし、非常に固定的かつ慣用的に遂行することがある。このような語用論的含意は、動的法助動詞の意味論的語義と関係づけて教える必要がある（pp. 113-114）。

もともとは「聞き手の能力や意志」について質問する文が、<依頼>という発話行為を間接的に遂行したり、

Can you pass the salt? (塩を取ってくれませんか)

Will you shut the door? (ドアを閉めてくれませんか)

「能力」「可能」の意味の can を含む文が、<申し出>という発話行為を間接的に遂行したりすることがある(中野 1993: 96, 90)。

I can do the shopping for you, if you're tired.

(お疲れでしたら、買い物をして差し上げますよ)

ここでは、<依頼>を表す場合の can と will の区別を取り扱う。

概略次のように導入する。

話し手が聞き手にあること(例. 電話に出ること)をしてほしいときに、その“ヒント”として、will や can を用いて、そのことを行う「聞き手の意志や能力」についての質問をすることがよくある(Leech 1983: 97)。

Will you answer the phone? [聞き手の意志]

Can you answer the phone? [聞き手の能力]

この後に、次の問題を配置する。

[問題3]

話し手が聞き手に「家へ連れて行って」もらうときに用いる文としては、次のアとイのどちらが、よりていねいですか。聞き手の能力をたずねるのと聞き手の意志をたずねるのとでは、どちらのほうが、より遠回しで間接的な表現であるかを考えて、教えてください。

ア. Can you take me home? [聞き手の能力]

イ. Will you take me home? [聞き手の意志]

[] がよりていねい

この後に、次のような内容の解説を与える。

より遠回しで間接的な表現であるアが、よりていねいである。

ア. Can you take me home? [聞き手の能力]

イ. Will you take me home? [聞き手の意志]

なぜならば、イは、実質的に、「断る自由」を聞き手に与えていないからである。もしも聞き手がイに対して、

No, I won't.

と答えれば、聞き手は話し手の願望よりも自分自身の願望を重んじていることになる。これは、無礼なことである。それに対して、アの、聞き手の能力についての質問は、この無礼さを避けている。なぜならば、アは、聞き手に“逃げ道”を与えるからである。聞き手は、能力がないことを根拠にして、話し手を「家へ連れて行く」のを断ることができる。だれも、できないためにあることをしないという理由で、非難されることはないのである(Leech 1983: 119-120)。

さらに、次のような内容の解説を付け加える。

「人に何かをやってもらおうとする」ときに用いられる表現の中に、“Will you...?”と“Can you...?”がある。前者の方がより「強制力の強い表現」で、後者の方がより「遠慮した表現」である。これらの表現の使い分けに関わる要因のうちで最も決定的なものは、「この場面で相手はそれをする義務があるかどうか」ということである（鶴田ほか 1988: 90-91）。

ここで注意すべきは、“Will you...?”は依頼というよりはむしろ指示に用いられるということである。“Will you...?”は、通常は、「権限のある人々 (people in authority)」によって用いられる (Sinclair (ed.) 1991: 130)。

“Will you...?”は、典型的には、「上司から部下への『指示』」の際に用いられる。これは、相手との間に「仕事上ではあるが、ある程度親しい関係」(例、「毎日顔を合わせる仲間としての関係」)が成り立っていて、「相手にとってごく基本的な義務であることを頼む」場合である。このような場面で上司が通常の「指示」を出す場合には、例えば、

Susan, will you type this letter, please?

のように言う。このように、“Will you...?”は、「相手のごく普通の仕事であることを『指示』する」ときに用いる表現である。pleaseを付けて「口調」をやわらかくしようとも、「遠慮」とは無縁の、「強制力」を持った表現である（鶴田ほか 1988: 92, 105）。

会社で部下に「職務」であることをやってもらうときとは違って、「家族や友達や見ず知らずの人」が、どんなことであっても、こちらの求めに応じてやってくれるとすれば、それは相手が「親切」だからであって、そうする「義務」があるからではない。したがって、そういう相手には「指示」を出すわけにはいかず、「依頼」をしなければならない。だれかに何かを頼むときに用いることができる表現のうちで最も遠慮のないものが、“Can you...?”である。次のような場面と会話の例が挙げられる（鶴田ほか 1988: 105-106, 108）。

[車内。A、Bは親しい。Aは荷物を網棚に上げようとしており、Bは窓を開けようとしている]

A: Sorry, John, can you give me a hand?

B: Yes, sure.

参考文献

- 今井邦彦. 1975. 『変形文法のはなし』(東京:大修館書店).
- 河上誓作. 1989. 「Cognitive Pragmatics: 言語使用の認知的側面の研究」, 『英語青年』135-2, 33.
- Larkin, D. 1976. “Some Notes on English Modals”. In J. D. McCawley (ed.), *Syntax and Semantics 7* (New York: Academic Press), pp. 387-98.
- Leech, G. N. 1983. *Principles of Pragmatics* (London: Longman).
- 中野弘三. 1993. 『英語法助動詞の意味論』(東京:英潮社).
- 大竹政美. 1998. 「英語法助動詞の意味体系の指導に向けてー核意味分析に基づいてー」, 『北海道大学教育学部紀要』77, 97-114.
- Sinclair, J. (ed.). 1991. *Collins COBUILD Student's Grammar: Self-study Edition* (London: Harper-Collins Publishers).
- 鶴田庸子ほか. 1988. 『英語のソーシャルスキル』(東京:大修館書店).